

投資信託と貯金等との誤認防止事項

○当JAの取扱商品の誤認防止にかかる留意事項について

当JAで取り扱う投資信託等について、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

1. 投資信託は、貯金等でも共済契約でもありません。
2. 投資信託は、貯金保険制度の対象ではありません。
3. 投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象ではありません。
4. 投資信託は、元本の返済が保証されるものではありません。
5. 貯金は、共済契約ではありません。

福岡市東部農業協同組合